

M&Aシニアエキスパート養成スクール

M&A会計・税務、 組織再編手法・税制

日本M&Aセンター

コーポレートアドバイザー部 税理士 谷本 信之

アジェンダ

- 1 概要
- 2 一般的な流れと手続き
- 3 株式譲渡の税務
- 4 事業譲渡の税務
- 5 組織再編税制
- 6 株式譲渡とのれんの会計
- 7 参考資料

※ 本資料は令和5年4月1日現在公布・施行されている法律等に基づいて作成しておりますが、今後、改正等が行われた場合、記載内容が変更となる可能性があります。

アジェンダ

1 概要

2 一般的な流れと手続き

3 株式譲渡の税務

4 事業譲渡の税務

5 組織再編税制

6 株式譲渡とのれんの会計

7 参考資料

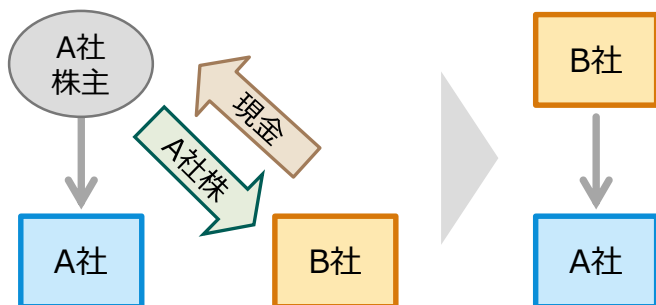
※ 本資料は令和5年4月1日現在公布・施行されている法律等に基づいて作成しておりますが、今後、改正等が行われた場合、記載内容が変更となる可能性があります。

M&Aの全体像



※上記のうち、株式譲渡及び事業譲渡、株式交付を除く
6つの手法については組織再編税制の規定が設けられている

株式譲渡



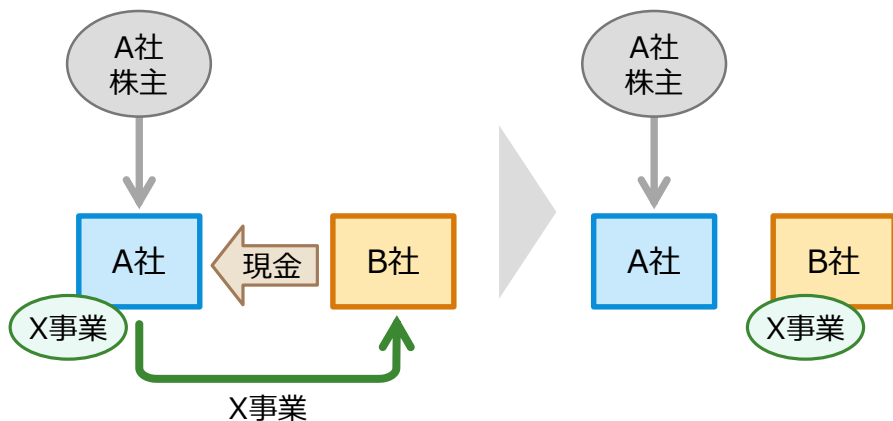
メリット

- 手続きが簡便
- 対象法人自体はそのままの状態
- 株主の手取りを最大化できる場合が多い

デメリット

- 不要な資産や事業も引き継ぐ
- 簿外債務などのリスクも引き継ぐ
- 他の再編に比べ
買収資金が多額になる場合がある

事業譲渡



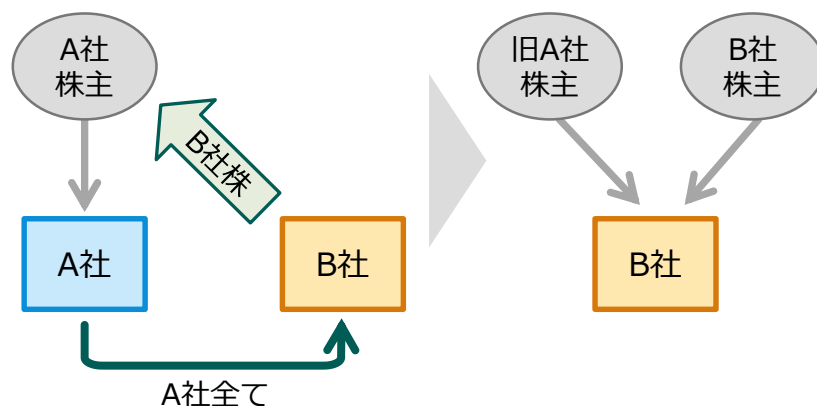
メリット

- 事業の全部又は一部を譲渡・承継できる
- 株式譲渡と比べ
買収資金を抑えることができる場合も多い
- 簿外債務などの承継リスクを分離

デメリット

- 資産・負債・権利義務の承継手続きが煩雑
- 従業員の承継には個別同意必要
- 許認可を引き継がない

合併



メリット

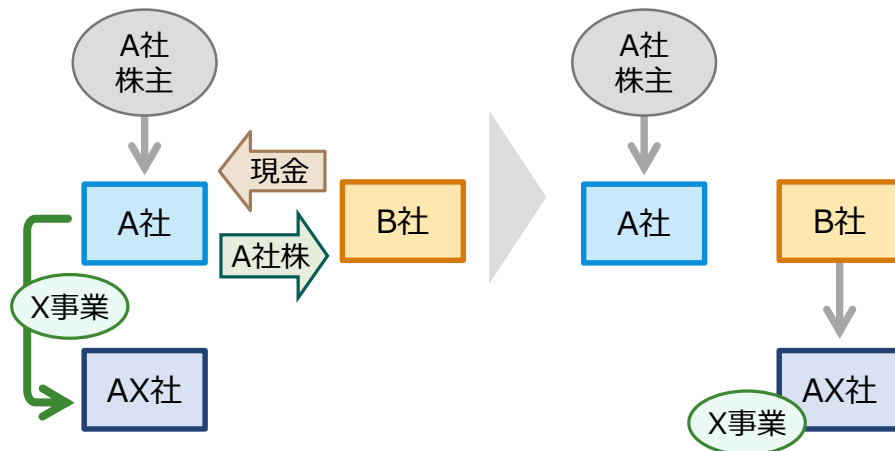
- 企業規模拡大によるスケールメリット
- 重複部門統合によるコスト削減
- 一定の要件を満たせば、A社の繰越欠損金を承継

デメリット

- 企業文化融合の問題
- 対価を株式とする場合は再編後のB社の株主構成に留意
- 簿外債務の包括承継

会社分割

(例) A社のX事業を分社型新設分割で切り出し、その後株式譲渡



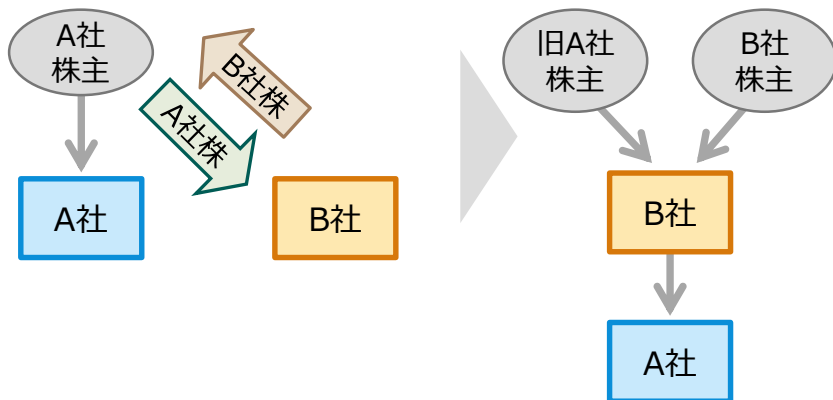
メリット

- 事業の全部又は一部を譲渡・承継できる
- 株式譲渡と比べ
買収資金を抑えることができる場合も多い
- 事業譲渡と比べ
資産・負債・権利義務の承継が簡便

デメリット

- 分割後のA社の採算性について検討する必要あり
- 簿外債務の承継リスク

株式交換



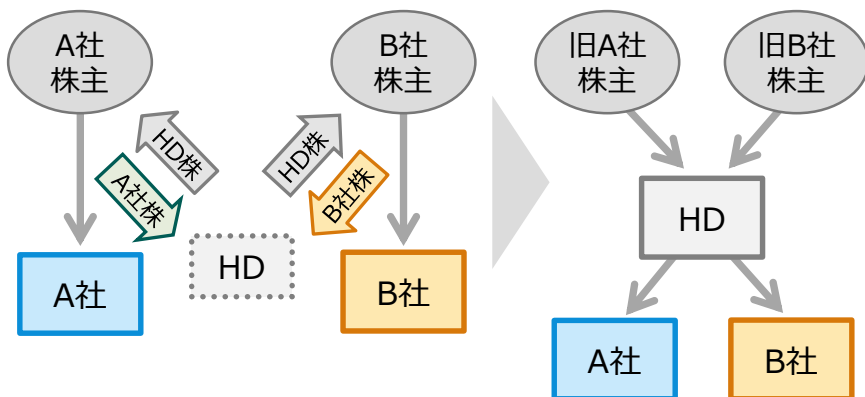
メリット

- 完全子会社とするための手法として利用できる
- A社とB社が別法人として運営が可能
- 強制買収が可能であるため
A社株主が多い場合は有効

デメリット

- 対価を株式とする場合は
再編後のB社株主構成に留意
- 手続きが株式譲渡と比べ煩雑
- 簿外債務を間接的に引き継がざるを得ない

株式移転



メリット

- A社とB社が別法人として運営が可能
- 買収イメージが少ない
- 再編後、HDでの他企業の買収がしやすい

デメリット

- HDへの決裁確認が増える
- 傘下の企業同士の連携がしにくい
- 簿外債務を間接的に引き継がざるを得ない

アジェンダ

1 概要

2 一般的な流れと手続き

3 株式譲渡の税務

4 事業譲渡の税務

5 組織再編税制

6 株式譲渡とのれんの会計

7 参考資料

※ 本資料は令和5年4月1日現在公布・施行されている法律等に基づいて作成しておりますが、今後、改正等が行われた場合、記載内容が変更となる可能性があります。

(例) 非公開会社かつ取締役会設置会社の場合



株主が法人のみの場合は注意！
(会社法の改正あり)

親会社の子会社を売却するケースなど

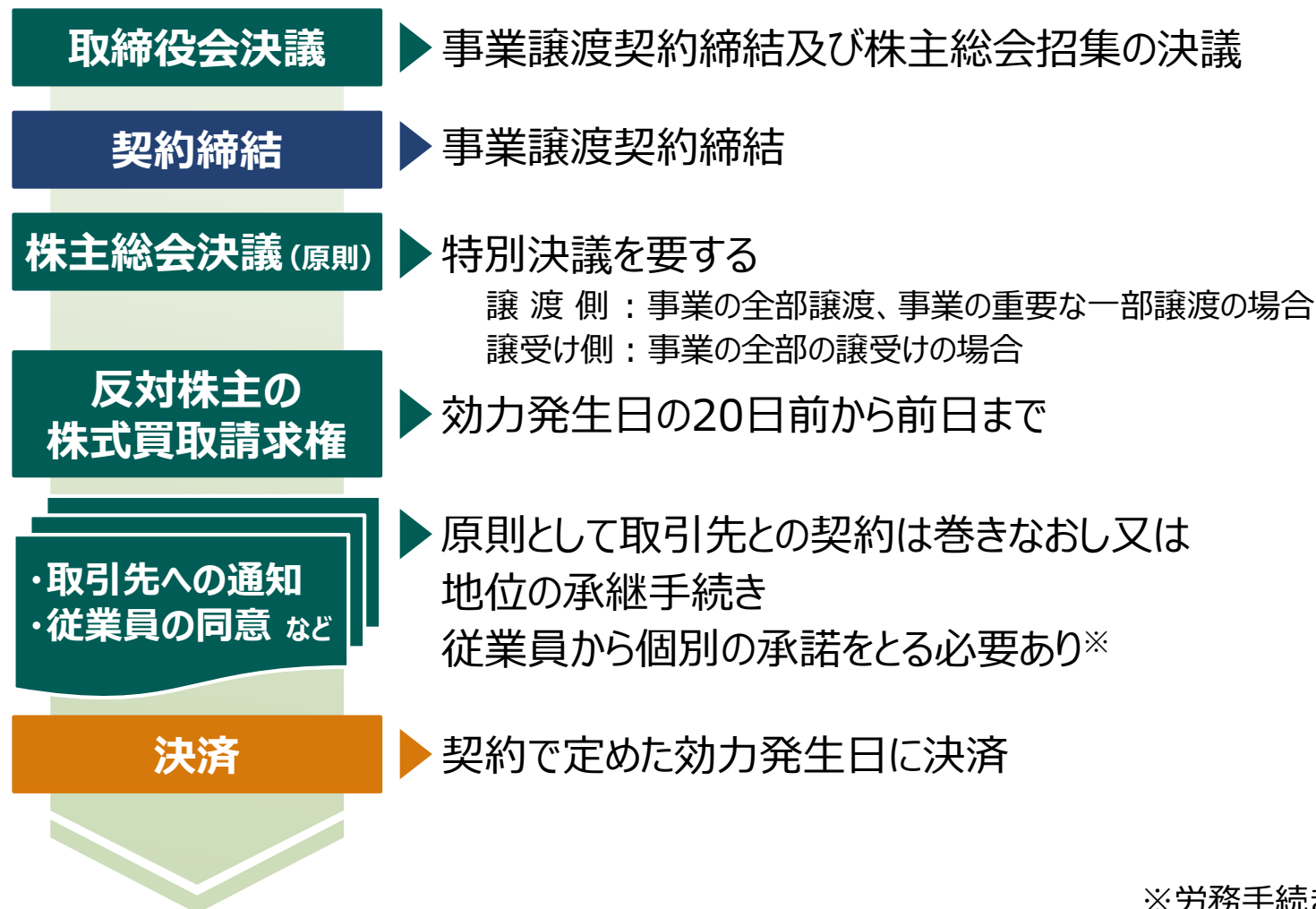
重要な子会社の譲渡については、
株主総会決議が必要

【要件】

- ① 譲渡対象株式等の簿価が
親会社総資産の1/5超
- ② 子会社の議決権の過半数を移転

新体制スタート

(例) 取締役会設置会社の場合



新体制スタート

※労務手続きについては
次ページ参照

従業員の引継ぎ

- 退職 + 雇用となるため
「退職届」と「雇用契約書」によるべきだが、
実態として労働契約の承継と差異はない
こと及び**心理的影響を考慮し**、
「**転籍承諾書**」と「**雇用契約書**」で
対応するケースがある

中退共の引継ぎ

- 合併・会社分割同様、譲受け企業が
**中小企業の範囲を超えていない限り、
引き継ぐことができる**



退職金の引継ぎ

- 事業譲渡時に**精算**するもよし、
譲受け企業に**引き継ぐ**もよし
- 実務的には
事業譲渡時に精算するケースが多い

有給休暇の取扱い

- 年次有給休暇の**未消化分**は
引き継ぐことができる
- 年次有給休暇の計算における
**勤続年数についても
通算するか否かを決める必要がある**

合併・会社分割・株式交換・株式移転のうち以下の理由により **会社分割**を取り上げる

1. 事例でも株式譲渡の次に最も頻繁に行われている
2. 会社法上求められる手続きが、
他の再編（合併、株式交換、株式移転）にも共通したものが多いため、
この手続きを確認することで他の再編を含めた全体像を把握できる

【各項目】

- ① 事業譲渡と会社分割の比較
- ② 会社分割の類型
- ③ 新設分割手続き（分割会社）
- ④ 債権者保護手続き

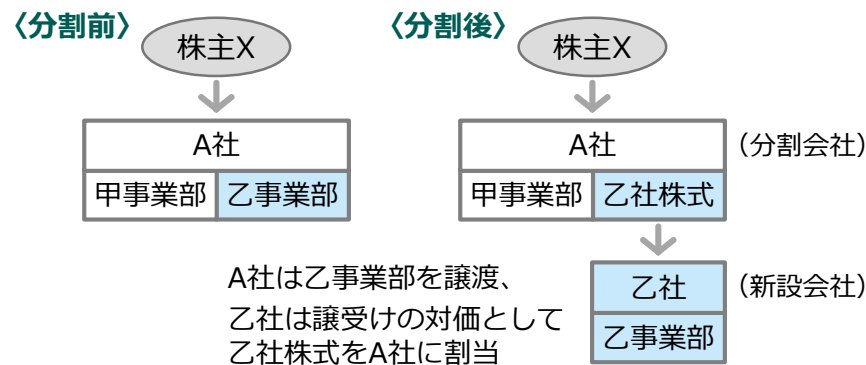


① 事業譲渡と会社分割の比較

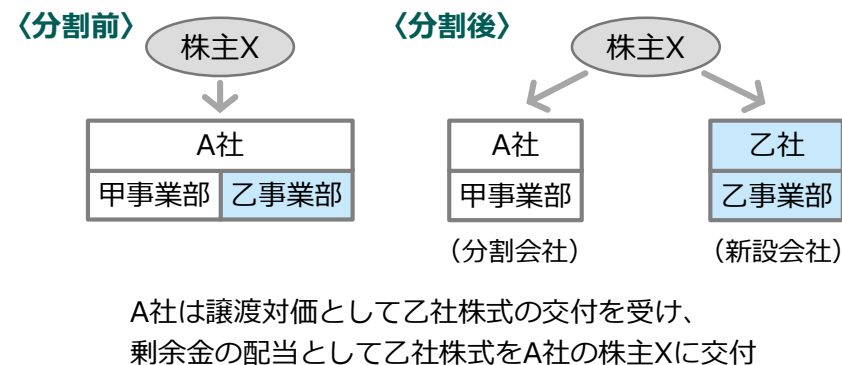
スキーム	メリット	デメリット
事業譲渡	● 画一的な債権者保護手続が不要であるため、比較的短期間で実行可能 ● 簿外債務の承継リスクを分離可能 ● 承継側法人において税務上ののれんを認識できるケースあり（正ののれんであれば償却メリットを取ることができ税務上有利）	● 個々の資産・負債及び契約関係等を個別承継することから事務が煩雑になりがち ● 従業員の承継についても個別の同意が必要 ● 消費税の課税対象 ● 許認可を引き継がない（個別の承継手続が必要） ● 資産移転等に伴う不動産取得税は通常の資産移転と同じ扱いとされ高額となる ● 譲渡対価が対象会社に入るため、対象会社の株主に譲渡代金を還流させる際の追加的な税負担が生じる可能性がある
会社分割	● 分割する資産に係る資産・負債、権利義務を包括的に承継 ● 労働承継法の定めにより対象事業の従業員を引き継ぐことが可能 ● 消費税の課税対象外 ● 業種によっては許認可を引き継げる ● 承継側法人において税務上ののれんを認識できるケースあり（正ののれんであれば償却メリットを取ることができ税務上有利） ● 資産移転等に伴う不動産取得税は、合併と同様軽減措置がある	● 債権者保護手続等の会社法上の手続を要するため少なくとも1カ月半程度の期間が必要 ● 簿外債務の承継リスク ● 譲渡対価が対象会社に入るため、対象会社の株主に譲渡代金を還流させる際の追加的な税負担が生じる可能性がある

① 4つの類型

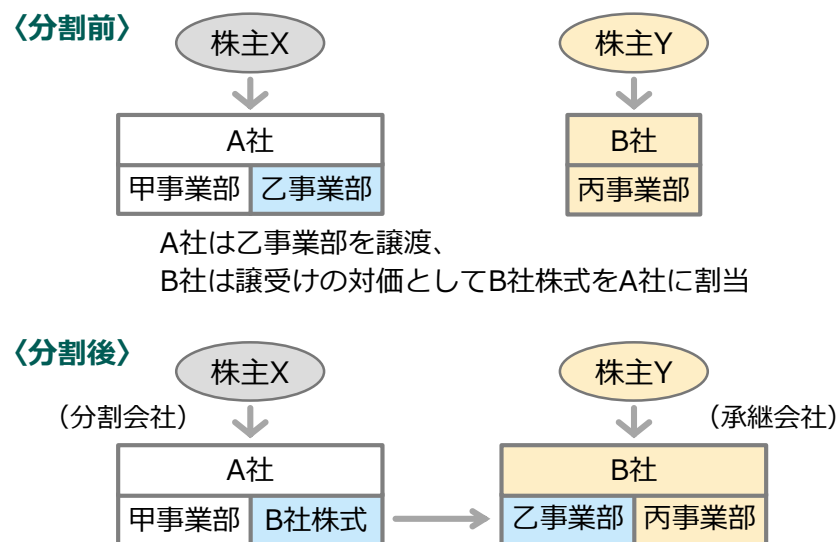
分社型新設分割



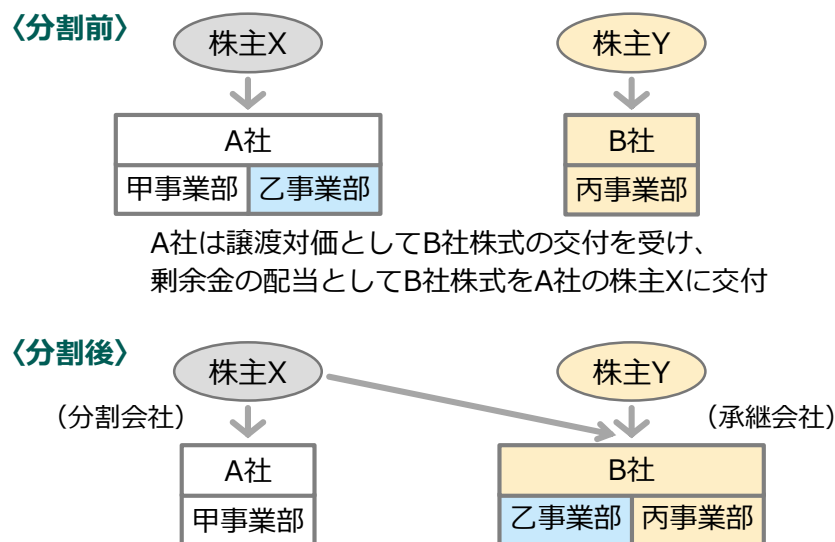
分割型新設分割



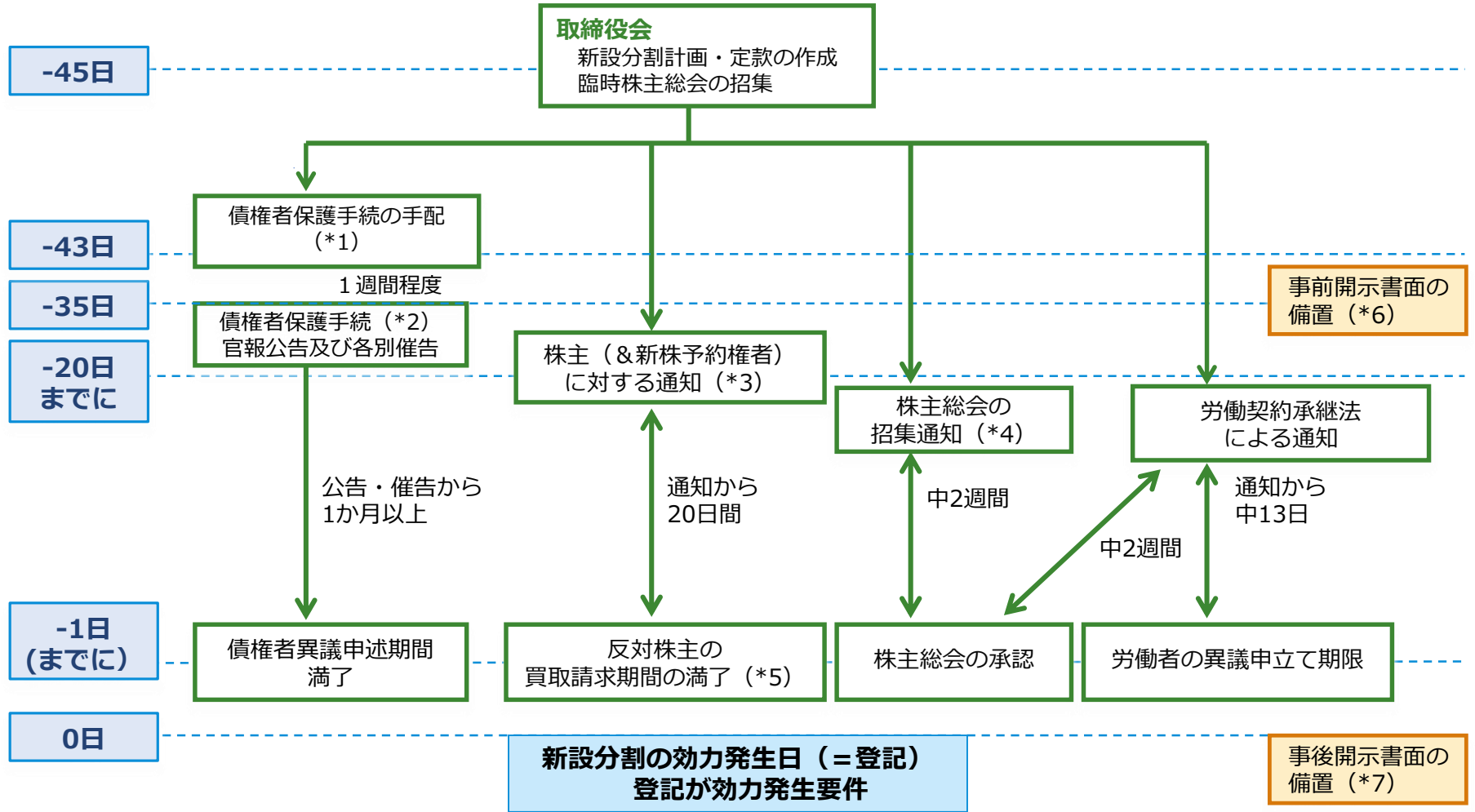
分社型吸収分割



分割型吸収分割



新設分割手続き（分割会社）



注 1) 分割会社が譲渡する資産の帳簿価額が当該分割会社の総資産の5分の1以下の場合には、原則株主総会決議が不要となり、また、株主の株式買取請求権もありません（簡易分割）
注 2) 分割により承継させる債務がない、あるいは、重畳的債務引受を行う場合には、分割会社の債権者が害されないため、債権者保護手続は不要となります

(*1~7) その他留意事項につきP.44参照

官報公告



知れたる債権者への個別催告



日刊新聞紙での公告又は
電子公告での対応も

※ 定款・謄本で定めている公告方法が
「日刊新聞紙での公告」又は「電子公告」であれば、
官報公告（←**必ず必要**）に加えて、
当該公告を行うことで個別催告を省略可

1. 官報公告を公告してから
組織再編の効力発生日の前日までに1ヶ月以上必要

2. 官報公告申込みは、事前に行う必要あり

※ 「既に決算公告を行っている場合」と「決算公告とあわせて行う場合」には
申込期限が異なるため留意！！

官報申込みから効力発生までに少なくとも1ヶ月半程度要することになる

アジェンダ

1 概要

2 一般的な流れと手続き

3 株式譲渡の税務

4 事業譲渡の税務

5 組織再編税制

6 株式譲渡とのれんの会計

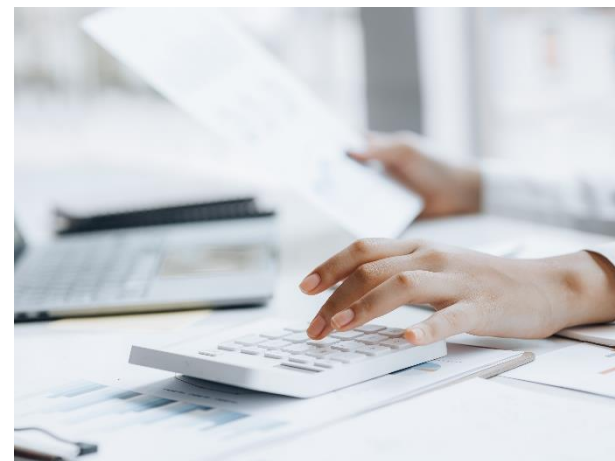
7 参考資料

※ 本資料は令和5年4月1日現在公布・施行されている法律等に基づいて作成しておりますが、今後、改正等が行われた場合、記載内容が変更となる可能性があります。

株式譲渡に伴い、**役員退職金の支給**や
事前に配当等を行うケースもあるため、**株式譲渡に関する課税**の他、
各課税についても**確認**しておく必要がある

【各項目】

- ① 株式譲渡に係る課税関係
- ② 株式譲渡代金と役員退職金
- ③ 配当金（みなし配当含む）の課税関係
- ④ 配当又は自己株式買いの検討



株式譲渡損益（所得）＝ 譲渡対価 － （取得費※＋ 譲渡経費）

※取得費…個人の株式譲渡の場合は、譲渡対価×5%を取得費とできる

**法人における株式譲渡益に対する税金は、通常の所得と合算して
法人税等課税**

**個人（非上場会社オーナー）の株式譲渡益に対する税金は、
譲渡益の20%**

（所得税15%、住民税5%。平成25年以降は復興税と合わせ、20.315%）

累進税率の非適用

- 通常、所得税は、累進税率となっているが、適用外

申告分離課税

- その他の株式等譲渡損益※1との通算は可能（平成28年以降、未上場株と上場株の譲渡損益通算は不可）
だが、他の所得との通算は不可
- 譲渡した年の翌年2月16日から3月15日までに確定申告が必要

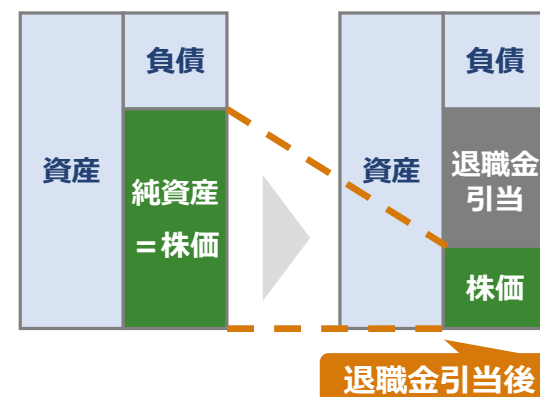
※1…上場会社の株式等譲渡損失は、3年間繰越可能

株式譲渡と役員退職金

- 非上場会社オーナーの大半は、役員となっているため、株式譲渡後退任するケースが多く、**株式譲渡代金とは別に役員退職金を受け取る場合**がある
- 役員退職金に対する税金は累進税率だが「退職所得控除」「 $\times 1/2$ 」など配慮がされているため、**一定金額までは株式譲渡益課税より有利**

退職所得の計算

- 退職所得 = (退職収入 - 退職所得控除) $\times 1/2$ ※1
- 退職所得控除
 - ▶ 勤続20年以下...40万円 $\times$ 勤続年数 (最低80万円)
 - ▶ 勤続20年超...800万円 + 70万円 $\times$ (勤続年数 - 20年)

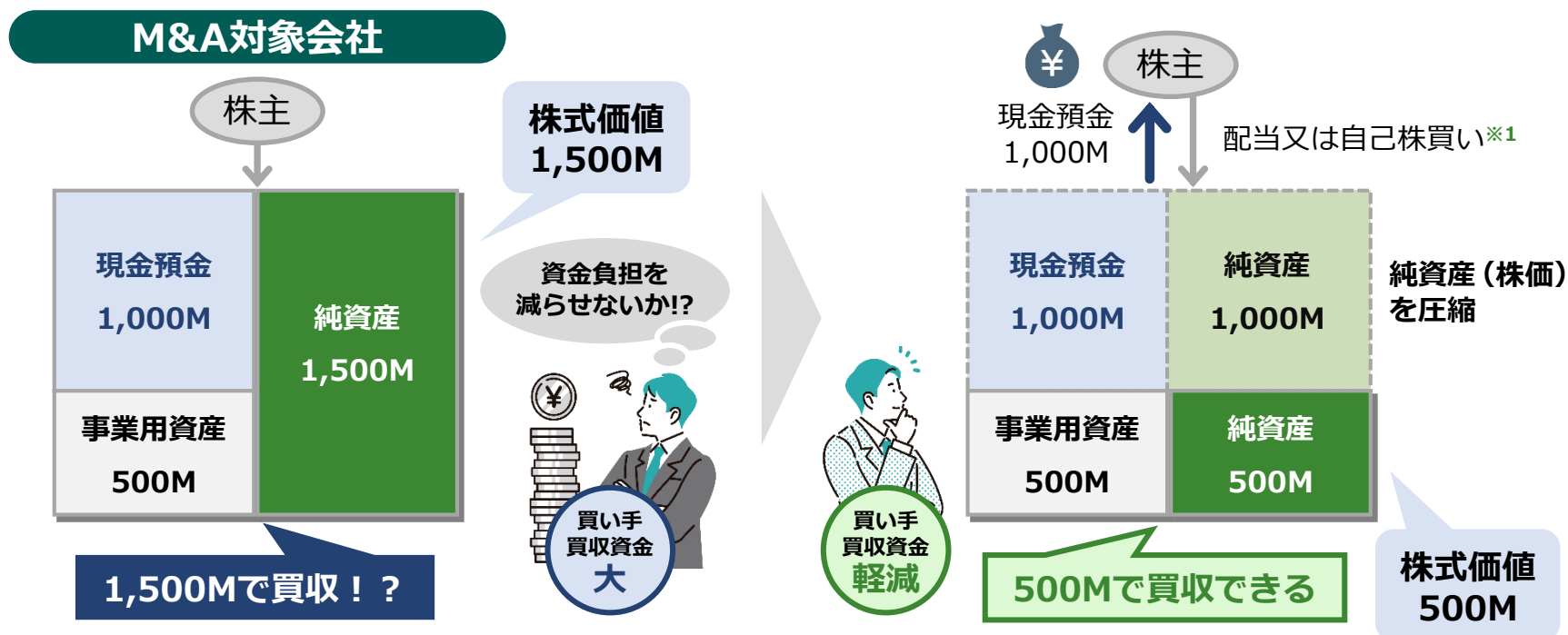


株式譲渡への応用

- **役員退職金を支払う会社側でも、合理的金額の範囲なら損金算入可能**であるうえ、買い手側の買収資金負担も減少できるため、オーナー企業案件では、組み合わせて考えることが多い
- “**最終月額報酬 $\times$ 在任年数 $\times$ 功績倍率** (+ 功労金)”などが中小企業で多く採られる算出式
ただし、役員就任歴が短い場合などでは効果は限定的
例) 最終報酬月額 100万円、勤続年数 40年、功績倍率 3.0倍
退職慰労金額 100万円 $\times$ 40 $\times$ 3.0 = 1億2,000万円

※1...勤続年数5年以内の法人役員の退職所得については「 $\times 1/2$ 」が適用なしとなる

- 現預金などの余剰資産が多く、
買い手が用意すべき資金の負担が重くなってしまう場合には、
配当又は自己株式の買取りにより純資産（株価）を圧縮し、
資金負担を軽減することなどが検討できる
- ただし、株主が法人か個人かで課税が大きく異なり、
その他にも留意すべき様々な税務上の規定がある



※1…自己株買いの実施に伴い、「みなし配当」が生じることがある

実態が「法人の内部に留保された利益の払戻と同じ」とみなされ配当所得として課税されるため、課税関係に留意が必要

配当金（みなし配当含む）の課税関係

個人オーナー株主における配当金課税

● 総合課税※1

- ▶ 他の所得と通算したうえで、**累進税率（住民税と併せて最高55%）**の適用
- ▶ 税額控除として、配当控除※2あるも、**金額多額だと税負担大**



法人における配当に対する課税関係

● 配当金を受取る法人 = 「受取配当等の益金不算入」 制度

	区分	要件	益金不算入額
1	完全子法人株式等	配当の計算期間を通じて（みなし配当の場合は、自己株式の取得日等の前日において） 完全支配関係 のある法人からの配当	受取配当額の全額
2	関連法人株式等	発行済株式数（自己株式数除く）の 3分の1超 を配当の計算期間（前回の配当基準日の翌日が今回の配当基準日から6月前の日以前である場合は6カ月間）を通じて引き続き保有する法人からの配当	受取配当額全額－負債利子※3
3	その他の株式等	1,2,4いずれにも該当しない法人からの配当	受取配当額×50%
4	非支配目的株式等	発行済株式数（自己株式数除く）の 5%以下 を配当支払の基準日（みなし配当の場合は自己株式の取得日等の前日）において保有する法人からの配当	受取配当額×20%

● 配当金を支払う法人 = 税務上の損金にはならない

- ※1…年10万円以下の場合には20%の源泉徴収のみで申告不要も可
- ※2…課税総所得が1000万以下で12.8%、超で6.4%（住民税における配当控除も含む）
- ※3…有価証券取得に対応する負債にかかる利子分
- ※4…平成25年以降の25年間は源泉所得税については、所得税×2.1%の復興税を合わせて徴収

配当支払時は
**源泉徴収を
忘れずに！** ※4

法人株主の場合、**M&A（株式譲渡）前**に
金銭配当又は自己株買いを実施すれば、
受取配当等益金不算入の**非課税措置**があるため、
総合課税される個人株主の場合と異なり、
株価圧縮に関して有効な手法と言える



**M&A時の
株式譲渡益を減少させ
節税効果を得られる形となる**

アジェンダ

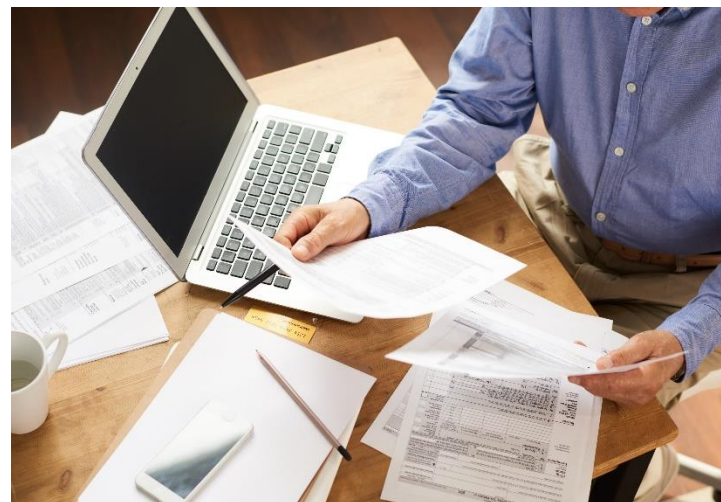
- 1 概要
- 2 一般的な流れと手続き
- 3 株式譲渡の税務
- 4 事業譲渡の税務**
- 5 組織再編税制
- 6 株式譲渡とのれんの会計
- 7 参考資料

※ 本資料は令和5年4月1日現在公布・施行されている法律等に基づいて作成しておりますが、今後、改正等が行われた場合、記載内容が変更となる可能性があります。

- 消費税の課税の有無を個々の**資産毎に見る必要**がある
- のれんが生じる事業譲渡では、譲渡法人側で譲渡益が発生し、譲受け法人側でのれんの償却による税務メリットが生じる

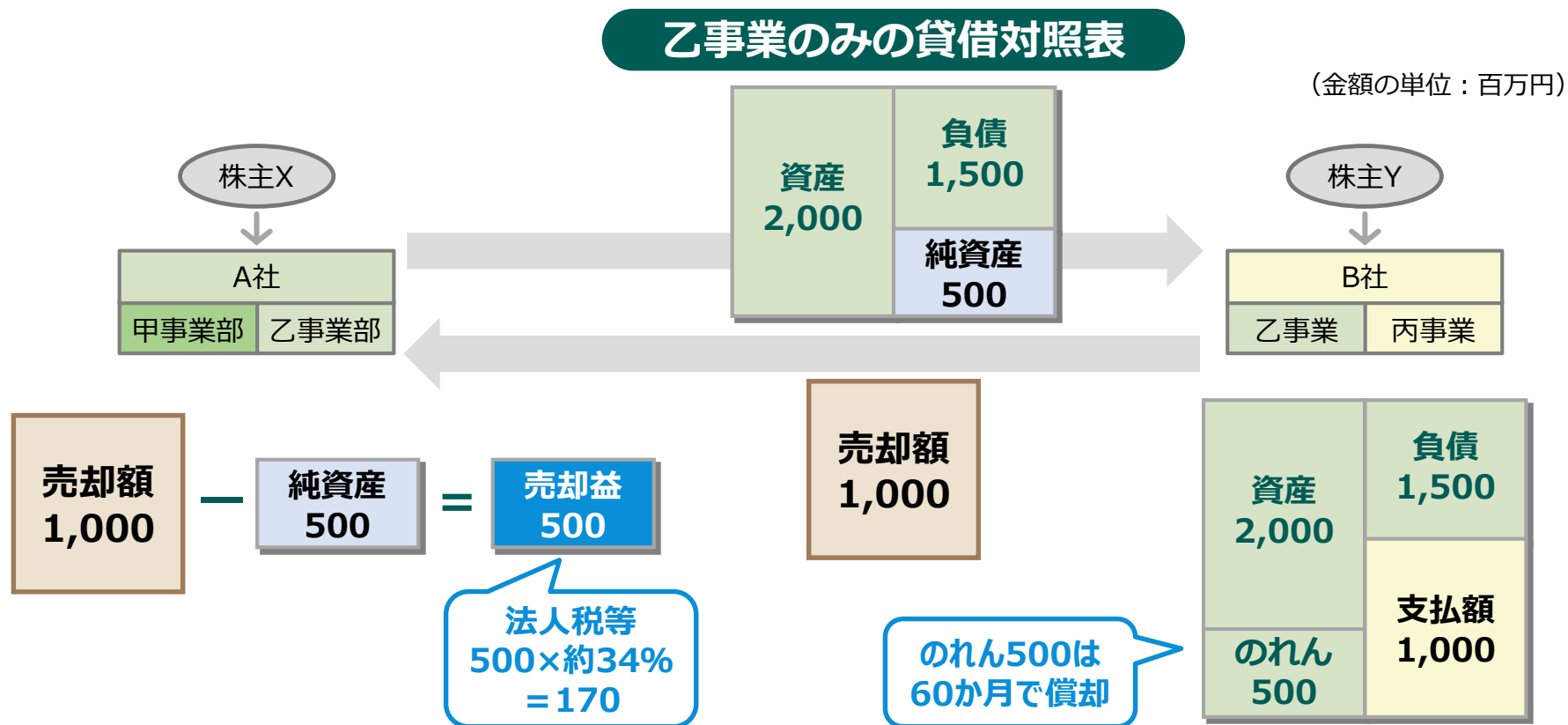
【各項目】

- ① 事業譲渡の課税イメージ
- ② 資産調整勘定と差額負債調整勘定
- ③ 事業譲渡と消費税等

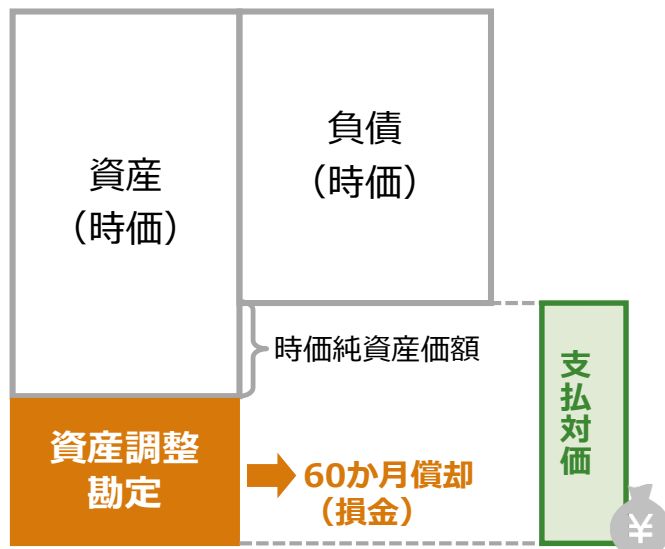


【前提条件】

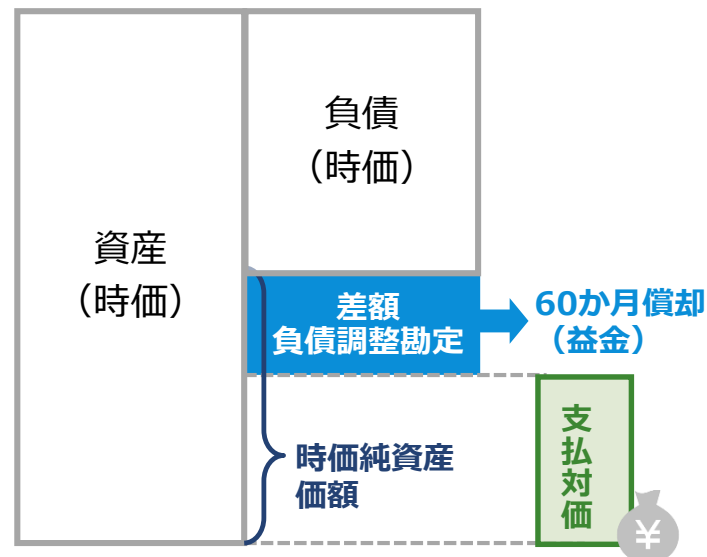
- A社の乙事業をB社に1,000百万円で事業譲渡を行う
- 乙事業のみの貸借対照表は以下の通り
- 乙事業の簿価純資産 = 時価純資産（「のれん」除く）とする
- このページでは、消費税及び地方消費税は考慮しないこととする



支払対価 > 時価純資産価額の場合



支払対価 < 時価純資産価額の場合



資産（又は負債）調整勘定は非適格組織再編等のうち
以下①または②を行った際に計上される

- ① 非適格合併
- ② 事業及びその事業に係る主要な資産又は負債の概ね全部が移転する
非適格分割、非適格現物出資、**事業譲受け**

(単位：百万円)

譲渡対象	金額
資産合計	2,000
未収金	20
棚卸資産 *	20
建物 *	860
建物付属設備 *	160
器具備品 *	10
土地	880
ソフトウェア *	30
敷金	20
負債合計	1,500
未払金	30
預り金	15
預り敷金	5
長期借入金	1,450
純資産	500

【例】

事業譲渡にあたり、譲渡対象とする資産及び負債は左記の通り
事業譲渡対価は1,000（税抜額）

- 譲渡対象の純資産価額は
資産2,000－負債1,500＝500 であるが
- 課税資産の譲渡等に係る消費税等として
1,580（内訳は①②）×10%＝158が別途発生する
 - ① 左記 黄色（*5点）合計 1,080（税抜）
 - ② のれん 500（税抜）

【事業譲渡対価】

税抜額1,000＋消費税等158＝1,158

※会計処理は消費税抜とする

アジェンダ

- 1 概要
- 2 一般的な流れと手続き
- 3 株式譲渡の税務
- 4 事業譲渡の税務
- 5 組織再編税制**
- 6 株式譲渡とのれんの会計
- 7 参考資料

※ 本資料は令和5年4月1日現在公布・施行されている法律等に基づいて作成しておりますが、今後、改正等が行われた場合、記載内容が変更となる可能性があります。

- 合併、会社分割、株式交換、株式移転、現物出資、現物分配の6つの再編を適用範囲としている
- 税務上は適格要件を満たすと課税が繰り延べられる

【各項目】

- ① 組織再編税制の概要
- ② 組織再編当事者の課税関係
- ③ 適格組織再編判定表
- ④ 資本関係の定義イメージ
- ⑤ 適格判定Q&A



組織再編税制とは？

組織再編の当事者である以下の三者の課税関係を定めたものである

- 資産等に移転する法人
- 資産等に移転する法人の株主
- 資産等を受け入れる法人

基本的な考え方

- 原則は、資産等は**時価**で移転
 - ▶ **非適格**組織再編
- 一定の要件（適格要件）を満たした場合のみ、**簿価**で移転
 - ▶ **適格**組織再編

なお、組織再編税制上の**簿価・時価の区分**は、あくまで**税務上の話**であり、**会計上の簿価引継ぎ、時価引継ぎとは無関係**であることに留意が必要

	適格		非適格	
	合併・分割・ 現物出資・現物分配	株式交換・移転	合併・分割・ 現物出資・現物分配	株式交換・移転
譲渡法人	課税なし ※簿価移転	課税なし ※資産は簿価のまま	譲渡損益 認識 ※時価と簿価との差額	一定資産（注）の 評価損益 認識 ※時価と簿価との差額
譲渡法人株主	課税なし	課税なし	✓ 合併、分割型分割の場合 ① 株式譲渡損益 認識 ※対価が株式の場合はなし ② みなし配当 認識 ✓ 分社型分割・現物出資の場合 課税なし ✓ 現物分配の場合 譲渡法人株主＝譲受け法人のため 下記の「譲受け法人」箇所に記載	株式譲渡損益 認識 ※対価が株式のみの 場合はなし
譲受け法人	課税なし ※簿価受入	課税なし	✓ 合併、分割、現物出資の場合 資産（負債）調整勘定の認識可 ※時価受入 ✓ 現物分配の場合 受取配当益金不算入部分以外の 配当額は課税 ※時価受入	課税なし

(注) 一定資産
■ ①固定資産 ②土地（土地の上に存する権利を含む）③有価証券（売買目的有価証券除く） ④金銭債権 ⑤繰延資産
■ 対象外資産：評価損益が資本金の2分の1と1千万円のいずれか少ない金額未満である資産（平成29年10月以後は帳簿価額が1千万円未満の資産も対象外資産となる）
■ 適用対象外：100%完全支配関係内法人間の株式交換・株式移転では、評価損益認識しない

- 税制適格要件を満たすには、一定の要件を充足する必要がある
- 求められる要件は、組織再編を行う会社間の出資比率等の支配関係によって異なり、要約すると以下となる

合併・会社分割・株式交換・株式移転・現物出資につき、判定

※現物分配はこの判定表を使用しない（詳細は参考資料 参照）

要件	企業グループ内		共同 事業
	100% 支配関係	50%超 支配関係	
(1) 対価が株式	○	○	○
(2) 主要な資産・負債を移転（分割、現物出資の場合のみ）		○	○
(3) 従業員の約80%以上の引継ぎ見込み		○	○
(4) 事業継続の見込み		○	○
(5) 相互の事業が関連			○
(6) 事業規模が5倍以内 or （特定）役員の続投			○
(7) 株式の継続保有	再編後も 100% 支配関係維持	再編後も 50%超 支配関係維持	○

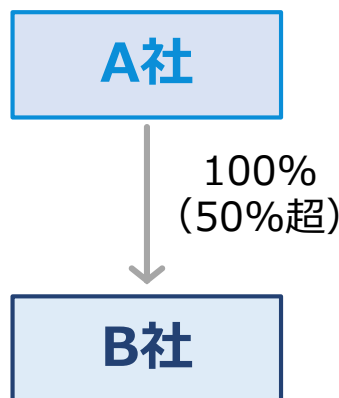
自己株式は除いて、名義株は実質保有者で判定

グループ内（100%又は50%超）適格判定の際の資本関係

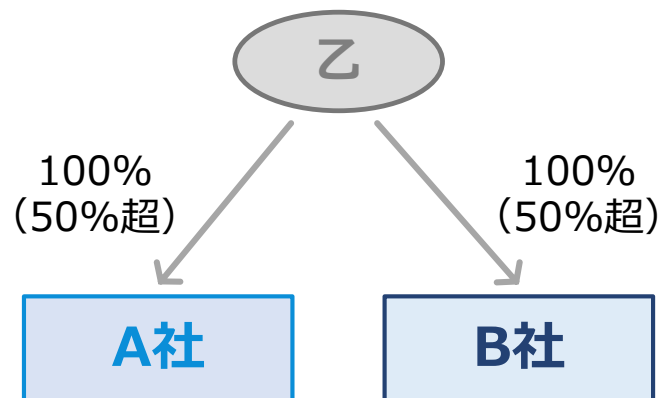
※繰越欠損金の引継ぎ制限、特定資産譲渡等損失の損金算入制限における50%超の資本関係でも同様の考え方

**A社とB社を再編当事会社とし、
いずれが合併法人等あるいは被合併法人等かを問わない**

【 直接保有 】



【 同一の者による保有（法人又は個人） 】

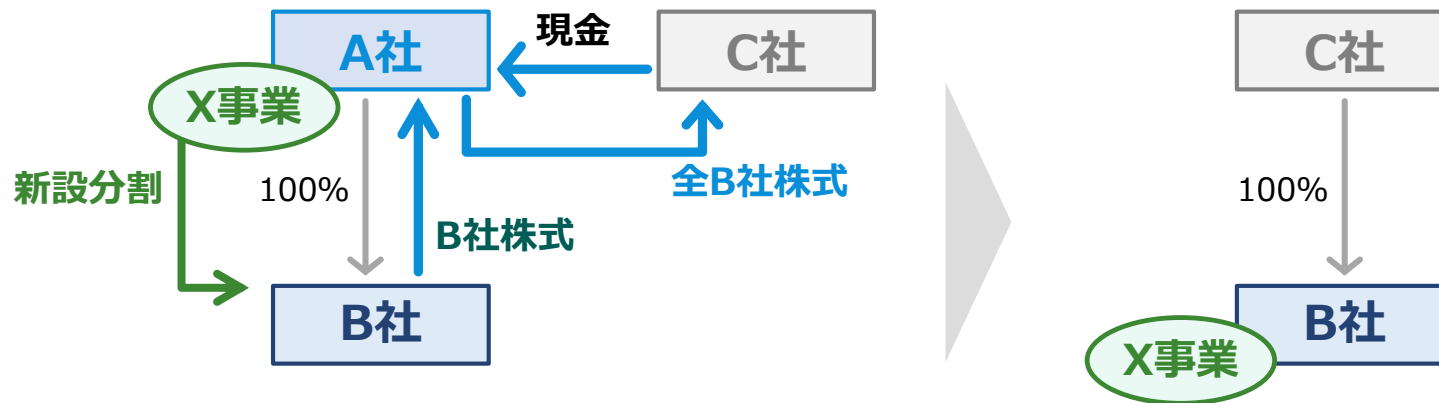


● 乙が個人の場合

乙の親族等（配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族等；法令第4条参照）の持株を含め判定

Question

- A社はX事業をB社に新設分割し、
B社株式100%を第三者であるC社に譲渡
- なお、分割時において譲渡見込ありとなっている



Answer : 非適格分割となる

【解説】 100%支配関係内の新設分割における適格要件の判定では、分割後においても100%支配関係の維持が見込まれている必要があるが、**分割時においてB社株式の譲渡が前提となっており、満たすことはできない。** 50%超支配関係内判定でも50%超支配関係の維持要件を、共同事業における判定でも株式継続保有要件を満たすことはできないため、他の要件を満たしていたとしても非適格となる。

アジェンダ

- 1 概要
- 2 一般的な流れと手続き
- 3 株式譲渡の税務
- 4 事業譲渡の税務
- 5 組織再編税制
- 6 株式譲渡とのれんの会計**
- 7 参考資料

※ 本資料は令和5年4月1日現在公布・施行されている法律等に基づいて作成しておりますが、今後、改正等が行われた場合、記載内容が変更となる可能性があります。

連結財務諸表とは？

- **2以上の企業を有する企業グループ**をひとつの組織とみなして、その企業グループ（＝連結グループ）の**財政状態および経営成績を報告する**ために作成する
- ▶ 外部に企業「グループ」の実態を報告するためのもの

連結財務諸表の作成イメージ

【ステップ1】

P社

親会社の**個別**財務諸表

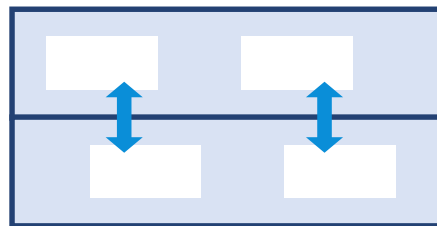
+

S社

子会社の**個別**財務諸表

- ▶ グループ内企業の会計数値を単純に足し合わせる（合算）

【ステップ2】



- ▶ 重複している項目を相殺消去
（例：子会社買掛金と親会社売掛金など）

【ステップ3】

Pグループの
連結財務諸表

- ▶ グループの適正な財政状態・経営成績の表示が可能に！

個別と連結の違い

個別財務諸表

- 他社株式を現金で買収した場合は、
その **買収額 + 買収諸費用** を関係会社株式として計上する
▶ **個別の決算書では「のれん」は計上されない**

連結財務諸表

- 他社株式を現金で買収した場合は、両社の財務諸表を合算した上で、
子会社の純資産の部と、
親会社で計上された投資勘定を消去するなどの処理を行う
▶ **連結決算書上は「のれん」が計上される**

(例) 上場企業等が買い手として
株式譲渡スキームでM&Aを実行し、
親会社子会社の関係が生じた場合 など

- 平成27年4月以後開始事業年度から、
取得関連費用は**連結上費用処理**（販管費※1）することとなったため、
投資勘定から諸費用に振り替えた上で、
残りの投資勘定と子会社純資産とを相殺することとなる

【例】

時価純資産70の会社の株式100%を現金100で買収した
別途、取得関連費用10を要している

■ **単体での仕訳**

関係会社株式 110 / 現金 110

■ **連結仕訳**

諸費用 10 / 関係会社株式 10
子会社純資産 70 / 関係会社株式 100
のれん **30** /

差額で計算

※1…追加取得の場合は営業外費用となる

正の「のれん」は**無形固定資産**、負の「のれん」は**特別利益**に計上

無形固定資産である「のれん」は、減損会計の適用対象

- 買収事業の失敗などがあれば、特別損失の発生可能性あり

日本基準では、「のれん」は、規則的な償却が必要

- 償却期間は、**20年**以内のその効果の及ぶ期間
- 償却方法は、定額法その他の合理的な方法
- 正の「のれん」に関する償却費は、販売費及び一般管理費に計上
 - ▶ 営業利益の減益要因
 - ▶ 一括償却による特別損失計上は不可
- 負の「のれん」は、**一括収益**（特別利益）計上

Question

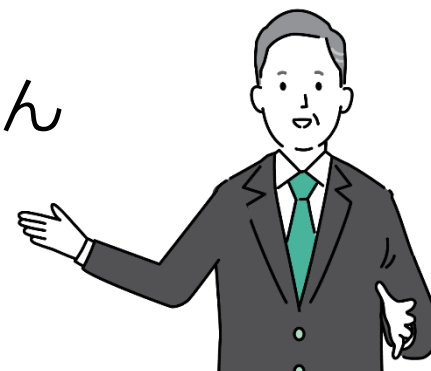


株式譲渡の場合、税務上のれんは償却できますか？



Answer

株式譲渡である限り、
税務上の「のれん」は償却できません



- 平成22年3月期から国際的な財務・事業活動を行っている上場企業の連結財務諸表に国際会計基準が任意適用
- 国際会計基準と日本の企業結合会計の主な差異は現状では以下の通り

	日本基準	国際会計基準
のれんの処理	20年以内の一定の期間で 定期的に償却	非償却 (每期減損テストのみ)

アジェンダ

- 1 概要
- 2 一般的な流れと手続き
- 3 株式譲渡の税務
- 4 事業譲渡の税務
- 5 組織再編税制
- 6 株式譲渡とのれんの会計
- 7 参考資料**

※ 本資料は令和5年4月1日現在公布・施行されている法律等に基づいて作成しておりますが、今後、改正等が行われた場合、記載内容が変更となる可能性があります。

- *1. 最終の事業年度について、決算公告がなされていない場合には、債権者保護手続きがなされると同時もしくはそれ以前に行う必要がある。官報掲載日まで2週間強を要することに注意されたい。
（－55日程度に着手する必要がある）
- *2. 公告方法が電子公告又は日刊紙と定款に定めている場合には、債権者への個別催告ではなく、定款に定める方法と官報の2重に公告することで足りる。（いずれにしても官報は必須）
- *3. 新設分割をする旨、新設法人の会社の商号及び住所を株主（及び新株予約権者）に通知する必要がある。なお、公開会社又は株主総会決議で承認決議を行った場合には、公告によることができる。なお、実務上は、[*4]と兼ねて通知することが多い。
- *4. 書面や電磁的方法による議決権行使の定めのない非公開会社の場合は1週間前。また、株主全員の同意により招集手を省略することもできる。なお、実務上は、[*3]と兼ねて通知することが多い。
- *5. 買取請求を行うことのできる株主は以下のとおり。
議決権ある株主； 株主総会に先立って反対する旨を株式会社に通知し、
かつ、当該株主総会で反対した株主が対象。
議決権ない株主； 全ての株主
- *6. 債権者保護手続きの公告・催告の日、株主（及び新株予約権者）に対する通知日、株主総会の2週間前までの日のうち、いずれか最も早い日から、効力発生日6カ月経過するまで。いずれの手続きも経ない場合には、新設分割計画作成日から2週間経過した日から、効力発生日6カ月経過するまで。
分割会社が作成し、その本店に備え置く必要がある。
- *7. 効力発生日後遅滞ないうちから、効力発生日6カ月経過するまで。
分割会社と新設会社で共同して作成したものを、各本店に備え置く必要がある。

1. 対価が株式（株式等交付要件）

- 再編の対価として株式以外の資産が交付されないこと
- 分割型分割の場合は、さらに、分割法人の株主の持分割合に応じて株式が交付されるものである必要
- 平成29年10月以後、合併法人又は株式交換完全親法人が被合併法人又は株式交換完全子法人の発行済株式の2/3以上を有する場合、その他の株主に交付する対価を除外判定

2. 主要な資産負債を移転（主要資産等引継要件）

- 移転事業に係る主要な資産及び負債が移転していること

3. 従業員の約80%以上の引継ぎ見込み（従業員引継要件）

- 移転事業にかかる従業員の概ね80%以上が承継法人の業務に従事見込みであること
- 株式交換等の場合は、完全子法人の従業員の概ね80%以上が完全子法人の業務に従事見込みであること

4. 事業継続の見込み（事業継続要件）

- 移転事業（合併の場合は主要な事業）が引き続き営まれることが見込まれていること
- 株式交換等の場合は、完全子法人の主要な事業が完全子法人で継続見込みであること

5. 相互の事業が関連（事業関連性要件）

- それぞれの営む事業が相互に関連するものであること
 - ▶ 合併、株式交換等の場合は、被合併法人、株式交換等完全子法人の主要な事業との関連性を判定（（6）規模要件も同様）
 - ▶ 株式移転の場合は、株式移転完全子法人同士の事業関連性を判定（（6）規模要件も同様）

6. 規模が5倍以内（規模要件）または特定役員の続投（経営参画要件）

【規模要件】

- それぞれの事業の売上金額、従業者数、資本金の額（▶ 資本金の額は合併の場合のみ）もしくはこれらに準ずるものの規模の割合がおおむね5倍以内であること
…いずれか一つの指標を満たせば良い。

【経営参画要件】

- 対象法人の特定役員*（分割法人、現物出資法人は役員等*）のいずれか及び承継法人の特定役員のいずれかが、再編後も特定役員となることが見込まれていること
- 株式交換等の場合は、完全子法人の特定役員の全てが株式交換等に伴って退任しないこと
 - *特定役員とは、社長、副社長、代表取締役、代表執行役、専務取締役、常務取締役またはこれらに準ずる経営従事者をいう
 - *役員等とは、役員又はこれらに準ずる経営従事者をいう

7. 相互の事業が関連（事業関連性要件）

【グループ内】

- 再編後において各支配関係*（100%又は50%超）が継続することが見込まれていること
 - *親子間再編の場合は親子間の支配関係、兄弟会社間再編の場合は同一の者による支配関係
 - *平成29年10月以後の分割型分割では、分割後、同一の者と分割承継法人との支配関係
- 親子間合併の場合は一つの法人となるため親子間各支配関係の継続は求められていない

【共同事業】

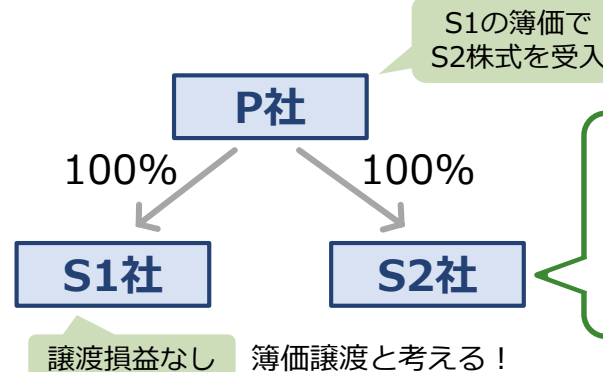
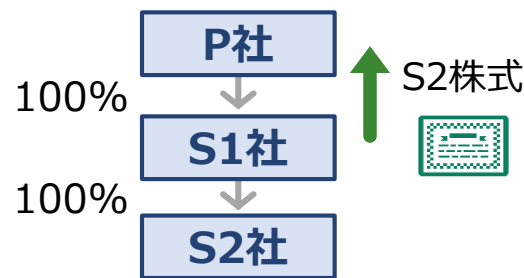
- 交付された承継法人株式の全てを継続保有することが見込まれている対象法人株主の有する**対象法人株式数**がその対象法人の発行済株式総数の80%以上であること（株主等の数が50人以上である場合を除く）
 - ▶ 平成29年10月以後は、対象法人の50%超の株式を保有する株主が、交付を受けた承継法人株式の全てを継続保有することが見込まれていること
- さらに、株式交換等の場合は、完全親法人による完全子法人の完全支配関係が継続することが見込まれることという要件も付されている
- 分社型分割、現物出資の場合は、対象法人が、交付された承継法人株式の全てを継続保有することが見込まれていることが要件となる

剰余金の分配規制の枠内での実施は
必要だが手続きが容易！！

組織再編税制の一環として位置づけ

100%グループ内内国法人間で現物分配（剰余金の配当又はみなし配当による）を行った場合、譲渡損益の計上を繰り延べる。この際、源泉徴収を行わない。

【例】S1がPへS2株式を現物分配



【適格現物分配の活用イメージ】

- ① 子会社が保有する孫会社株式
- ② 遊休不動産や非事業用資産
- ③ 子会社が保有する親会社株式

譲渡損益なし 簿価譲渡と考える！

【要件】

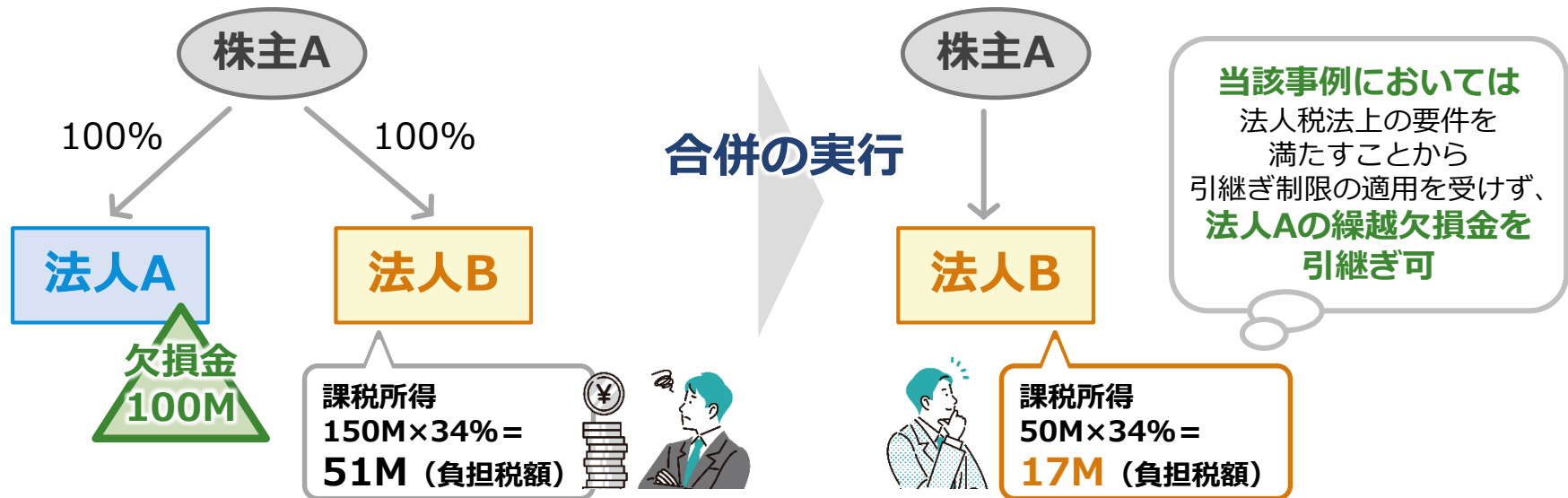
- 現物分配の直前において現物分配法人（S1）と被現物分配法人（P）との間に内国法人間の完全支配関係があることが適格の要件。 支配関係の継続不要

【比較】

	配当側譲渡損益	配当側源泉徴収	受取側取得時簿価	受取側の収益への税務上の取扱い
適格現物分配	×	×	配当側の簿価	益金不算入
非適格現物分配	○	○	時価	受取配当等の益金不算入

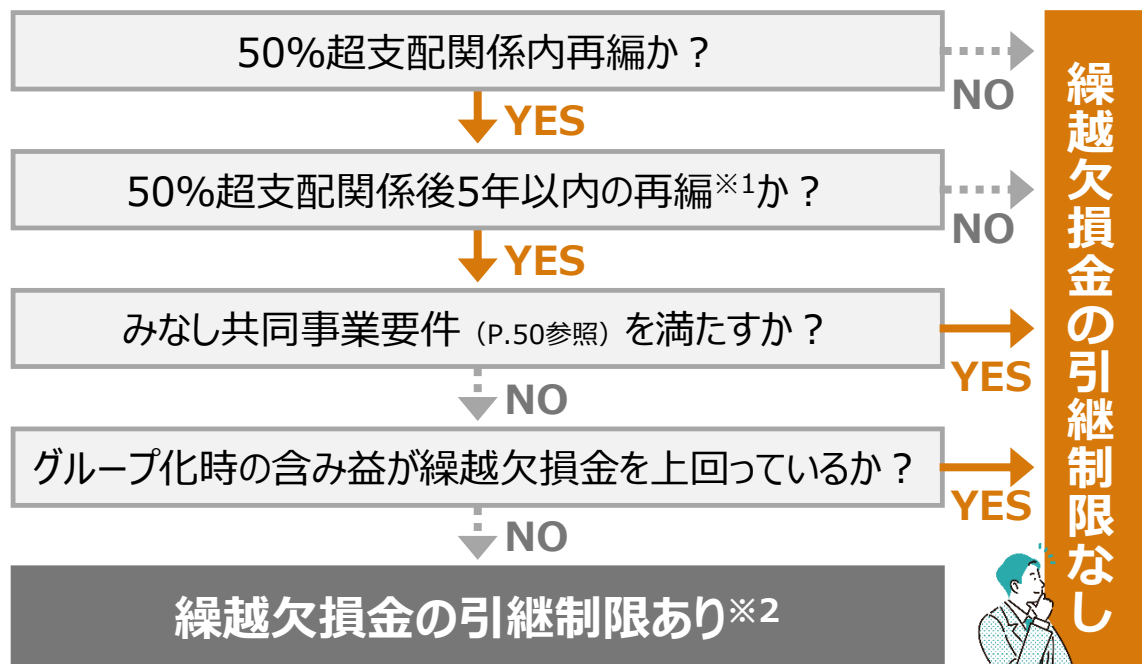
- 青色申告法人には、欠損金の繰越控除が認められており、また、9年間※1の繰越が認められている
- 当該繰越欠損金は、繰越欠損金が生じた会社の以後の所得と相殺することになるが、一定の要件を満たすことで適格合併等の組織再編を通じて他社の所得と相殺できるケースもある

【例】株主Aが6年前から継続して100%株式保有する法人Aと法人Bを適格合併



※1…平成20年4月以後終了事業年度発生分より9年間。それより前に発生分は7年間
なお、平成27・28年度税制改正により、中小法人等に該当しない法人の繰越控除限度額は平成27年4月以後開始事業年度から段階的に引き下げられる（65%→50%）こととなるが、
一方で平成30年4月以後開始事業年度発生分からは10年間の繰越が認められることとなる

適格合併の場合、被合併法人が有する繰越欠損金は、合併存続法人が引き継ぐことができるが、租税回避を防止する目的から以下の制限がある

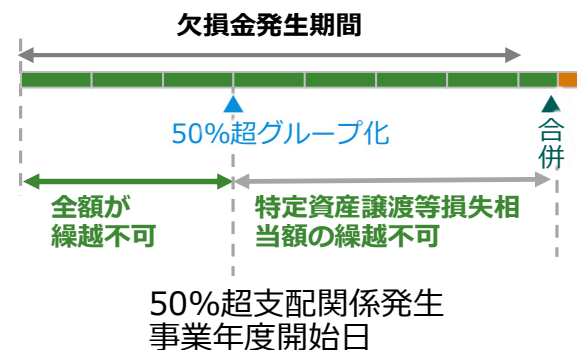


※1…具体的には再編事業年度開始日の5年前の日以後の再編

※2…繰越欠損金の引継制限の内容
(繰越不可の金額)

- ①50%超グループ化事業年度前の繰越青色欠損金額
- ②50%超グループ化事業年度以後の繰越青色欠損金のうち特定資産譲渡等損失相当額

【例】



- なお、適格合併、グループ内法人間の資産譲渡損益の繰延べ規定を受けた非適格合併、適格分割、適格現物出資、適格現物分配の場合において、50%超の支配関係が5年経過していないときは、承継法人側の繰越欠損金についても、制限が課されている
- みなし共同事業要件についてはP.50参照

みなし共同事業要件を満たす、とは、下記の①～③、または、①及び④を満たす場合をいう

① 事業関連性要件

- 被合併法人等※¹の被合併等事業と合併法人等※²の合併等事業が相互に関連するものであること
- 被合併等事業及び合併等事業は、それぞれが営む事業（被合併法人については主要な事業、以下②③において同じ）のうちのいずれかの事業が関連していれば良い

② 規模要件

- 被合併等事業と合併等事業のそれぞれの売上金額、従業者の数、被合併法人と合併法人のそれぞれの資本金の額（▶ 資本金の額は合併の場合のみ）又は
 - これらに準じるものの規模の割合が概ね5倍を超えないこと
- …いずれか一つの指標を満たせば良い

③ 規模継続要件

- 被合併等事業および合併等事業が支配関係発生日から合併等の直前の時まで継続して営まれており、かつ、両時点における事業規模（②で使用した指標に限る）の割合が概ね2倍を超えないこと

④ 経営参画要件

- 被合併法人等の合併等の前における特定役員※³（分割法人、現物出資法人の場合は役員等※⁴）のいずれかの者と、合併法人等の合併等の前における特定役員のいずれかの者とが当該合併等の後に合併法人等の特定役員となることが見込まれていること

※¹…被合併法人等とは、被合併法人、分割法人、現物出資法人。以下同じ

※²…合併法人等とは、合併法人、分割承継法人、被現物出資法人、以下同じ

※³…特定役員とは、社長、副社長、代表取締役、代表執行役、専務取締役若しくは常務取締役又はこれらに準ずる経営従事者をいう
支配関係発生日前において役員等であった者に限る

※⁴…役員等とは、役員又はこれらに準ずる経営従事者をいう。支配関係発生日前において役員等であった者に限る

（注）単なる資産の移転である適格現物分配はみなし共同事業要件の対象外

組織再編による資産の移転や資本金の増加に伴い、登録免許税、不動産取得税、消費税などの税金が課されることとなるが、免除または減免の規定が適用される場合があります

(1) 登録免許税

	原則	合併	分割
会社の設立	0.7% (最低15万円)	0.15% ^{※1} (最低3万円)	
資本の増加	0.7% (最低3万円)		
不動産の 所有権移転	建物 2.0% 土地 2.0% ^{※2}	0.4%	2.0%

※1…被合併法人の合併直前の資本金、または分割法人の資本金減少額を超える部分は0.7%
(株式交換等、現物出資は「原則」通り)

※2…土地の売買に関しては
令和8年3月まで1.5%、
令和8年4月以降は2.0%

(2) 不動産取得税

	原則 ^{※3}	合併
家屋 (住宅以外)	固定資産税評価額 ×4.0%	非課税
土地 (宅地評価)	固定資産税評価額 ×1/2 ^{※4} × 3.0% ^{※5}	
土地 (宅地評価以外)	固定資産税評価額 ×3.0% ^{※5}	

※3…分割、現物出資の場合は、
一定の要件を満たせば非課税

※4…「×1/2」は令和6年3月まで

※5…令和6年3月まで
令和6年4月以降は4.0%

4つの要件を全て満たす必要あり

1

分割の対価が株式のみであること

※分割型分割の場合には、分割法人の株主の持分割合に応じて株式が交付されるものに限る

2

**分割事業に係る主要な資産及び負債が
移転していること**

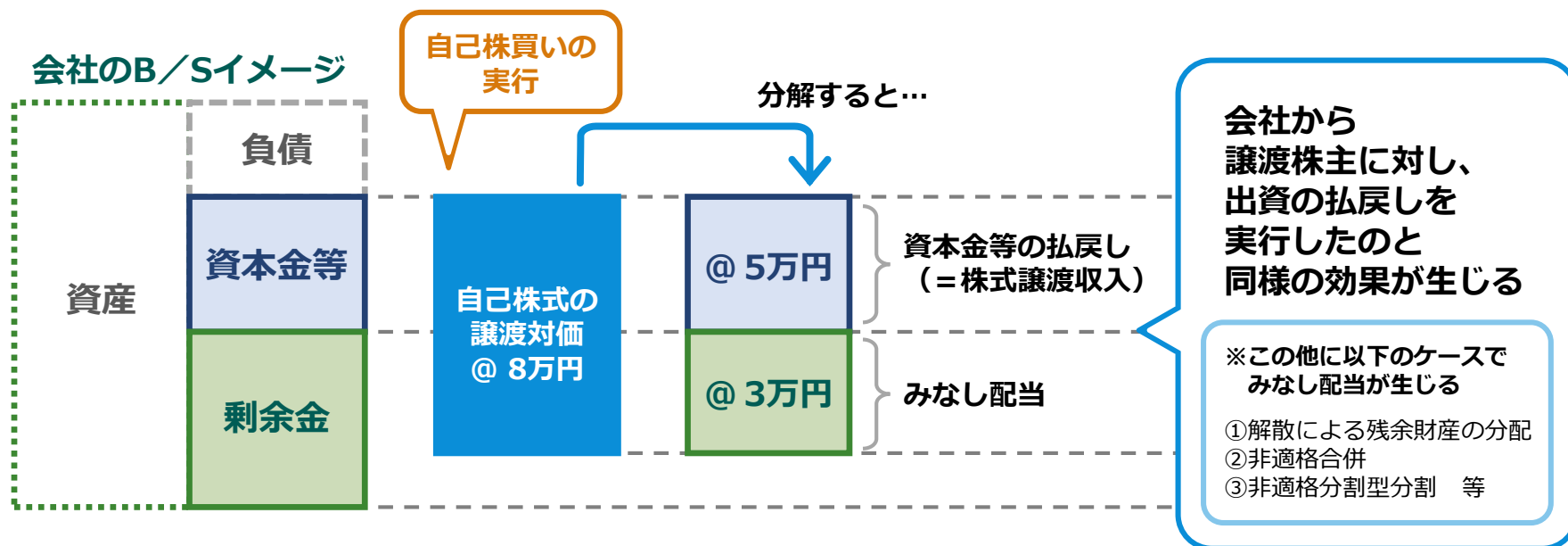
3

**分割後も分割承継法人において分割事業が
引き続き営まれることが見込まれること**

4

**分割事業に係る従業者の約80%以上が
引き継がれることが見込まれていること**

自己株買いに係る譲渡株主の課税（みなし配当の基礎）



上記のケースの場合（未上場会社を前提。金額は例示）

$$\text{みなし配当（@3万円）} = \text{自己株式の譲渡対価（@8万円）} \triangle \text{資本金等の払戻し（@5万円）}$$

※ @ : 1株当たりの価格

※ 資本金等の払戻し = 別表5（1）資本金等 ÷ 発行済株式数（自己株式数除く）

- 自己株式を相対で取得した場合、税務上、譲渡株主においては
みなし配当（@3万円×譲渡株数）と株式譲渡（@5万円×譲渡株数）の二つの取引が生じたと考える
- 株式譲渡者が個人の場合：配当所得（総合課税）と株式譲渡所得課税（分離課税）
- 株式譲渡者が法人の場合：みなし配当（受取配当益金不算入規定の適用あり）と株式譲渡損益

（注）100%グループ内の内国法人間での自己株式取得の場合は、
グループ法人税制の適用により株式譲渡損益は実現しない（資本金等の増減で処理）

日本M&Aセンター

本日は、ご清聴いただき
誠に有難うございました。

M&Aシニアエキスパート養成スクール
